

平成18年12月26日
於・経済産業省第1特別会議室

環境管理における公害防止体制の整備の在り方に関する
検討会（第6回）

議 事 録

経 済 産 業 省
環 境 省

目 次

1	開 会	1
2	議 事 公害防止に係る環境管理の在り方に関する報告書（案）について	1
3	事務連絡、閉会	17

1 開 会

岩松環境指導室課長補佐 定刻になりましたので、ただいまから、「環境管理における公害防止体制の整備の在り方に関する検討会（第6回）」を開催させていただきます。

本日は、年末のお忙しい中、お集まりいただきましてまことにありがとうございます。

それでは、これより先、議事の進行を石谷座長をお願いいたします。

石谷座長 本日は、御参集いただきましてありがとうございます。

それでは、まず事務局から委員の出席並びに配付資料の確認をお願いいたします。

岩松環境指導室課長補佐 本日、委員 13 名のうち 11 名の方が出席されております。

お手元の資料の確認をお願いいたします。

資料 1、議事次第

資料 2、公害防止に係る環境管理の在り方に関する報告書（案）

資料 3、第 5 回検討会議事録

参考資料として、公害防止に関する環境管理の先行事例を配付しております。

不足等ございましたら御連絡ください。

石谷座長 よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

2 議 事

公害防止に係る環境管理の在り方に関する報告書案について

石谷座長 それでは、議事に入りたいと思います。

本日の議事につきましては、検討報告書案について意見交換を行いたいと思います。

まず検討報告書案について事務局から説明をお願いいたします。

山本環境指導室長 それでは、資料 2 をごらんいただければと思います。

資料 2 は、この検討会の報告書といたしまして、「公害防止に係る環境管理の在り方に関する報告書（案）」、副題といたしまして「実効性のある公害防止に関する環境管理の実践に向けて」という形で、この検討会の報告書の素案という形でまとめさせていただいているものでございます。

1 ページお開きいただきますと目次がございます。まず目次をごらんになっていただきますと、第 1 章の検討の背景・目的、第 2 章が問題の所在、第 3 章が環境管理の基本的方向性、そして第 4 章が環境管理の具体的方策ということで、この第 3 章から第 4 章が事業者向けガイドラインということでまとめているものでございます。これらにつきましては前回、前々回までの御審議でまとめさせていただいているものでございます。あわせまして、第 5 章としまして、地方自治体の取組というところでございます。これは前回御報告、御審議をいただいたところでございます。それで、今回第 6 章といたしまして「おわりに～事業者向けガイドラインの実効性の確保のための今後の取組について」といった章を新たに追加しているところでございます。

したがって、まずこの「おわりに」の 27 ページのところから御説明をさせていた

できます。27 ページをお開きいただければと思います。

この「おわりに」の第 4 章、「事業者向けガイドラインの実効性の確保のための今後の取組について」といったことでまとめてさせていただいておりますが、前章までにまとめましたこのガイドラインをいかに実効ある形で持っていくかという取組についてまとめていただけたものでございます。

最初のはしがきで書いてございますのは、このガイドラインの位置づけといったものでございます。今般策定いたしました事業者向けガイドライン、これは第 4 章から第 6 章を指しますけれども、企業におけます公害防止に関する環境管理体制の構築に取り組む際の参考となる行動指針を示すもの、こういう位置づけのものでございます。

それから、もとより公害防止に関します取組につきましては、昭和 46 年の公害防止管理者制度の趣旨に基づきまして、各企業、事業者におきまして経営理念を確立し、積極的な姿勢で取り組むことが必要不可欠だと、こういう前提の認識を掲げているところでございます。

一方、公害防止に関します環境管理につきましては、1 つは、手法なり、対策技術は日々進歩しておりまして、さまざまな対応が求められること。それから、法規制によって義務づけられた一定の取組を単に果たせばいいということではありませんで、社会的責任を果たす観点から各事業者を取り巻くさまざまな状況を把握して、責任を持って適切かつ真摯に対応していく。こういう姿勢が求められるところでございます。

したがいまして、今回の事業者向けガイドラインの位置づけでございますけれども、その取組の基本的な方向性と具体的な先行事例を示した上で、事業者の主体的な取組を促していく。こういう取組によりましてさまざまな環境変化に対応しまして事業者の創意工夫が生かされ、かつ、効果的、効率的な環境管理の取組が進む。こういったものを期待するというところで、ガイドラインという手法を用いたというものでございます。

一方、このガイドラインは、当然のことながら 1 つの指針でございますので、これをいかに実行していくかといったことが課題になってまいります。そのための取組として、事業者の取組、それから次のページにありますように、国、自治体の取組という形でまとめてさせていただいております。

まず第 1 としまして、「事業者及び産業界の取組」ということで、今般のガイドラインが策定されることを受けまして、事業者及び産業界におきましてはこのガイドラインを踏まえました主体的な体制整備、あるいはその実践を図るといったことを進めるために、環境管理の取組方針を検討し、策定する。まず取組方針を明確にするという、P D C A と言うとプランのところでございます。そういう取組方針を策定した後に、それを明確化し、経営層から工場現場に至るまでその認識を徹底し、実践をする。これはプラン・ドゥのドゥに当たる部分でございます。そして、その結果につきましては、環境管理にかかります業務の結果の記録、あるいは保存をきちっと行うといったこと。それをもとに取組状況の自主評価を行う。そして、ガイドラインに定められておりますさまざまな取組について、継続的に取組内容の改善を推進する。これはチェック及びアクションの部分でございますが、こういうガイドラインに即して P D C A サイクルを回し、ガイドラインを実効ある形で取り組んでいただくということがまず第 1 点目でございます。

それから、次の 28 ページ目でございます。上の (2) のところでございます。「取組の

実施状況の公表及び利害関係者との連携」ということで、まず各事業者は先ほど申しましたようなP D C Aを回す形でガイドラインに即した対応をしていただくわけですが、その結果なり、あるいはその取組状況についてさまざまな利害関係者と積極的なコミュニケーションを図ることが必要だろうと考えられます。具体的な取組のやり方としましては、この自主評価をみずからしていただいた結果について、例えば環境報告書、あるいはC S R報告書、あるいは地域住民の方々に対する説明会、あるいは工場便り、いろんな手法がございすけれども、こういう形で情報提供を行って、利害関係者の方、そういう方々からの評価を受ける機会を設けるといような形で利害関係者と継続的なコミュニケーションを実施していくことが求められると考えられます。

続きまして、2つ目に、「国及び地方自治体による取組」ということでございます。事業者におきましては主体的な取組を的確に実施していただくということに対しまして、国としても取り組むべきことを整理しているところでございます。

まず1つは、このガイドラインの普及啓発を国として着実に実施していくといったことでございます。ここに書いてありますように、さまざまな媒体、ホームページなどへの掲載、あるいは業種別、地域別の説明会を今後実施してまいりたいと思っておりますが、このような広報活動によりましてガイドラインの普及啓発を進めていきたいと思っております。

それから、今般、このガイドラインとあわせて先行事例集というのをまとめてございすけれども、これもさまざまなよい取組がたくさん出てまいりますので、これを更新することによって情報提供にも努めていきたいと考えているところでございます。

一方、自治体におきまして、前章、第 章でございすが、これは前回御議論いただきましたけれども、地方自治体の取組として普及啓発もあわせて進めていただくといようなことでございす。

それから、(2)でございす。「事業者による取組状況の把握や評価及び新たな措置の検討」ということでございす。このガイドラインに基づきまして事業者あるいは産業界でさまざまな取組が実施されていくこととなりますけれども、その着実な進捗状況につきまして、国としてもその取組状況のフォローアップを行ってまいりたいと考えております。具体的にはフォローアップのための検討の場、これは委員会のような組織になるかと思ひますけれども、そのような委員会組織を持ちまして事業者及び産業界の取組状況を定期的に把握する。この定期的というのは、例えば1年に1度ぐらいといような頻度かと思ひますが、主要な産業界ごとに御報告をいただいて、その取組状況を把握し、そしてその評価を行う。そして、その評価の結果を公表する。このようなフォローアップの仕組みを入れていきたいと考えております。これは既に地球温暖化に關します自主行動計画でありますとか、V O Cに關します自主行動計画といことで各産業界で取り組んでいただいておりますが、その際にも国がフォローアップを行うといような仕組みを入れているところでございすけれども、今回もこれに類するよな形でガイドラインに基づいた主要な産業界ごとの取組状況を把握いたしまして、その評価を行い、フォローアップをする。こいような仕組みを入れていきたいと思ひしております。

あわせて、地方自治体におきまして、公害防止管理者法に基づく立入調査、報告徴収などの法施行事務を実施してまいりますので、その結果などを国としても把握いたしまして、それぞれの個別の法施行の状況についても確認、把握をする。こいような取

組をしていきたいと思っております。

さらに、こういう形で、まずは事業者によりまず主体的に取組を促すような仕組みを続けていきたいと考えているところでございますけれども、そういった取組の状況の施策・制度の有効性に関しまして検証を行いまして、その結果を踏まえ、例えばこの事業者向けガイドラインの必要な場合には見直しを行うということをやりたいと思っておりますし、さらに実効性を高めるために必要な場合につきましては、制度的な対応を含め所要の検討を行っていきたいと考えているところでございます。

それから、地方自治体におかれましても、この法律の施行事務の中で公害防止業務の関連の履行状況、あるいは把握、指導、こういったところの取組、これは前回の第 4 章で述べましたところでございますけれども、そういった取組が行うことが期待されるところでございます。

こういう形によりまして、事業者の主体的な取組と国を中心としましたフォローアップという形でガイドラインの実効性ある形をつくっていきたいと考えているところでございます。

それから、(3) 番目、これは少しテーマが異なりますが、公害防止管理者等の再教育制度の検討及び実施ということでございます。公害防止の業務の中核を担いますのは公害防止統括者、主任管理者及び公害防止管理者というふうになっているところでございますけれども、これらの方々には国家試験、あるいは認定講習などで有資格者の方が着任されておりますが、環境をめぐるさまざまな法規制でありますとか、環境対策の技術動向、これは大きく今変化しているところでございます。したがって、こういうの方々に対する知識・技能レベルの向上を図っていくということが大変重要な課題となっているところでございます。

このために、私ども国におきましては、こういう公害防止管理者、これは今は1度資格を取りますと終身の有資格という形になっておりますけれども、先ほど申しましたさまざまな情勢変化に対応していただくための知識や技能を習得していくために、再教育といったものを実施していきたいと考えております。

具体的には各産業界の御要望、ニーズなどを踏まえまして、それぞれの公害防止管理者、あるいは主任管理者のニーズ、あるいは必要とになります資質、そういったものを十分見きわめた上で、再教育制度を構築し、それを実施していきたいと考えているところでございます。これはまだ検討中ではございますけれども、従来からこの国家試験などを実施しております産業環境管理協会などを中心にその実施主体として検討を進めて、できれば来年の秋ぐらいには再教育の募集が始められるように準備が進められればというふうに考えているところでございます。

こういった形で公害防止管理者の再教育制度を実施することによって、技術面でのバックアップといいますか、体制を強固なものにしていきたいと考えているところでございます。

以上が、第 4 章としまして、前章まで述べましたガイドラインをいかに実行させるかといったところの取組についてまとめさせていただき、それを報告書の一部として構成したいと考えているところでございます。

ちょっと順番が逆になりますけれども、前章、第 3 章から第 4 章におきまして、前回さ

まざまな委員から御意見をいただいているところでございます。その関係で少し文章の修正などを行っているところがございますので、全体の流れを確認しながら御意見に基づいて修正した部分を中心に御説明させていただければと思います。

またもとに戻っていただきまして、第1ページ目をお開きいただければと思っております。

第 章は、「検討の背景・目的」といったことで、今般この公害防止業務にかかります不適切な事案が発生したといったところがございますが、この(1)の文章のパラグラフの一番下に「特に」というところに文章を追加してございます。「特に、データ改ざんという不正行為は、事業者が自ら記録する環境に関するデータの真実性に対する信頼を失墜させ、国民の公害防止に対する「安心」を大きく損ねることになった」といった記述を追加しております。これは郷原委員から御指摘をいただいた点を文章化したものでございます。

これに関連しまして、(2)に「事業者に対する社会的責任の高まり」ということで、CSRを果たす観点から環境問題に取り組む必要性を述べておりますが、その中でも一番下の行にありますように、「今般の不適正事案は、事業者の公害防止対策の信頼を確保し、国民の「安心」を確保する上で極めて深刻な問題である」というふうに今回の不適正事案に対する認識を述べているところでございます。

(3)は「公害防止に関する環境管理の在り方の再点検」ということで、公害防止管理者法の当初の基本理念、原点に立ち返って検討するということを述べているところでございます。

2は「本検討の目的及び留意点」、ここも基本的には同じでございますが、第 章から第 章までを事業者向けガイドラインとして示すことであるということと、それに即しまして、各事業者におかれましては、「具体的な取組方針を明確にした上で、主体的な取組が推進されることが期待される」という、事業者の取組を明確にしているところでございます。

3ページの第 章、「問題の所在」でございます。ここは不適切な事案があった6件についての概要を3ページ、4ページに書いてございます。ここは特に変更はございません。

それから、5ページ、「不適正事案の発生と構造的背景」ということで、我が国の環境問題の変遷から始まりまして、次の6ページでございますが、「公害防止に関する環境管理上の諸課題の分類」ということで、背景・動機の面から3つの視点、そして7ページの「体制・仕組み上の問題」の観点からも5つの視点から課題を整理しているところでございます。ここについては大きな変更はございません。

10ページ目でございます。第 章、「事業者の公害防止に関する環境管理の基本的方向性」ということで、「実効性の高い環境管理のための「全社的環境コンプライアンス」の実践」という大きな方向性を示しているところでございます。ここにつきましてもやはり事業者といえますのは、みずからの対策を最もよく知る立場にあるということと、効率的な対策を実施できる立場にあるということと、今般のデータ改ざんの問題を踏まえまして、「事業者には、データの改ざんなどの不正を防止し、環境管理体制を適切に維持・運用していくことにより、国民に「安心」を与えていくことが社会から要請される」というふうに、これも先般の郷原委員の御指摘を踏まえた上での修文でございます。

これらを受ける形で下にあります「方針の明確化」「組織の構築」など5つの方針を示しているところでございます。

そして、11ページはそれぞれ主体別の取組の状況。ポンチ絵に掲げてございます。

そして、12ページは、公害防止統括者、主任管理者、管理者、それぞれの役割。

そして、13ページ、4ですが、「環境管理における実質的P D C Aサイクルの実践」ということで、単に体制をつくるだけではなくて、チェック、アクションのところ为重点だろうというふうな形でP D C Aサイクルの方向性をかいてございます。

印のところ「I S O 14001 の位置づけについて」というところで、少し修文してございます。これは井口委員から御指摘いただいたものでございます。

まず最初に今回の事業者向けガイドラインの位置づけということで、これは企業に対する具体的な行動指針を示すものであるという位置づけを明確にした上で、一方、I S O 14001、これは「P D C Aを基礎とする内部統制の手法を示したもの」といったことで、このマネジメントの手法を採用することによって、P D C A体制を構築することができるということで、今回の事業者向けガイドラインとI S O 14001 の関係でございますけれども、この「P D C Aのマネジメントシステムを用いて、事業者向けガイドラインの内容を勘案し、具体的な公害防止に関する環境管理活動を実施することで、より実効あるものとすることができる」ということで、両者の関係を整理させていただいております。ここは一部修正したものでございます。

そして、14ページ目以降は第 章としまして、「事業者の公害防止に関する環境管理の具体的方策」ということで、工場・現場における取組、本社・環境管理部門における取組、従業員教育への取組、利害関係者とのコミュニケーション、この4つの視点から対策を明示しているところでございます。

14ページから15ページにつきまして、「業種及び規模に応じた取組」といったことを書いてございますが、特に15ページの上から3行目あたり、「このように」というところから文章が始まりますが、「事業者は、事業者向けガイドラインの趣旨を踏まえた上で、業種ごとの取組の実態も勘案し、公害防止に関する環境管理項目の重点化、効果的な方策を検討し、具体的な取組方針を明確にした上での確な実施が求められる」ということで、業種及び規模に応じた取組は当然でございますけれども、その取組方針を明確にした上で、的確な実施をしていただくということが前提となっているというものでございます。

15ページの下以降はそれぞれ具体的な対策を記述しているところでございます。特に16ページ以降にさまざまな取組について改善を行う仕組みが必要であるというような趣旨のことを16ページの とか に少し入れてございますが、このあたりは井口委員の御指摘を踏まえた修正でございます。

さらに、17、18ページと続いて、18ページからは、本社・環境管理部門の取組という形で整理させていただいております。

特に20ページ目あたりですが、「危機管理体制の整備と検証」というところを書いてございますが、特に「先行事例にみる実践上のヒント」ということで具体的な事例としまして、「緊急時において、地方自治体と連携して地域住民等へ広報する手順を整備する」といった事例を入れさせていただいております。これは兵頭委員からの御指摘を踏まえた修正でございます。

さらに、21 ページの下の「利害関係者とのコミュニケーションへの取組」といったところにつきましても、行政との信頼関係の構築、あるいは異常発生時における報告・連絡体制等々記述しているところでございますが、こういったところも兵頭委員の御指摘をいただいた点でございます。

それから、(2)の「地域とのコミュニケーション」というところで、としまして、不利益な情報も含めて環境管理に関する情報公開を積極的に行うことと。あるいはそれをわかりやすく、具体的に説明するようなこと、密接なコミュニケーションを図るというような少し修正をしておりますが、この点も兵頭委員の御指摘を踏まえた修正をさせていただいているところでございます。

そして、24 ページの第 4 章「地方自治体の取組」でございますが、これは前回御審議をいただいたところでございますが、これについては大きな変更をしているものではございません。

以上、こういうような形によりまして、この検討会の報告書の案といたしまして、第 4 章から第 5 章の事業者向けガイドライン、第 6 章の地方自治体の取組、そしてその実効性を確保するための具体的な取組という形で報告書案をまとめさせていただければと思っております。

あと、この報告書に添付いたします資料といたしましては、30 ページ以降に参考資料としまして、特に 31 ページは「公害防止管理者等が果たすべき役割」といったことを整理させていただいております。前回の検討会ではこの資料の位置づけが別添ということで、やや不明確ということございましたので、この報告書全体にかかります参考資料という位置づけにさせていただいているところでございます。

その他、委員名簿と、最後、36 ページに「検討の経緯」ということで第 6 回までの経緯を書いてございます。第 7 回の予定まで少し先走って書いてございますが、報告書の本体としてはこういう形でまとめさせていただければと思っております。

あわせて、お手元に別とじて「参考資料」というのを用意させていただいております。公害防止に関します環境管理の先行事例ということで、具体的対策、4つの視点が表紙のところに書いてございますが、それに応じました具体的な先行事例、これも前回お示しをさせていただきましたが、大分内容の充実を図りまして、1つの項目が大体半ページ程度ぐらいにまとまるようにということで、約 50 ページ近いものとして、これは各企業の皆様の具体的な先行事例でございますけれども、ほかの企業にとっても具体的に大変参考になるものという位置づけでございますので、この報告書の別添資料という形で報告書の一部を成すものという形でまとめをさせていただければと考えているところでございます。

以上が報告書の案ということでございまして、これまで6回御審議いただいたわけでございますけれども、この検討会としての最終の取りまとめの案という形で報告書案を用意させていただいたものでございます。

以上でございます。

石谷座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明を踏まえまして、検討会報告書案に関し、御質問、御意見等ございましたら御発言をお願いいたします。

本日が実質最後になると思っておりますので、どうぞ忌憚のない御意見をお願いいたします。

どうぞ、岩淵委員。

岩淵委員 今回、27 ページからの「おわりに」と中に、私どもと申しますか、私の方から少し御要望させていただいた内容が記述されてございます。特に28ページの、「2. 国及び地方自治体による取組」についてですが、このガイドラインの中身について特段意見があるわけではございませんが、この会議の中でもガイドラインの法的な裏づけをお願いしたいということで申し入れをさせていただいてきています。ここに記載されている中身としては、このガイドラインを運用しながら評価をして、その後、必要があればという記述になっておろうかと思いますが、私どもが今後また公害防止管理者の工場等に立ち入りをしたときに、このガイドラインの啓発指導というのが今回のまとめの中に地方自治体の責務として入ってくるわけですが、この位置づけをもう少しバックボーン的に、法律そのものの改正をしなくても、法律の中に公害防止統括者は統括管理するというふうに記述がありますけれども、その統括管理の内容については、具体的に法律の中に記載されていないものですから、ガイドラインが統括管理の手法の1つですよというような形で、規則、あるいは施行令等に盛り込んでいただければ、私どもとしての指導に当たって、あるいは事業者が実施するに当たって参考になるとと思いますので、改めてもう1度この場で要望させていただきたいと思います。

石谷座長 どうもありがとうございました。

事務局いかがですか。

山本環境指導室長 御指摘のとおり、ガイドラインをいかに実効あるものにしていくかというのは大きな課題であるというのは私ども共通の認識でございます。御指摘というのは、法令の位置づけをするというよりも、1つの手法としては当然考えるべき対応だろうと考えております。

今回につきましては、ガイドラインという手法をとったわけでございますけれども、まずは環境問題の取組というのはさまざまな取組、あるいは事業者にとって最も効率的な取組を選択していただくということも一方で重要かと思っておりますので、まずガイドラインという手法によりまして、事業者におきます主体的な取組をまず促していくことを求めていく。事業者の主体的な取組を求めていくというのが第1点。

それから、第2点は、今御指摘がありましたように、フォローアップという仕組みを導入いたしまして、主体的な取組について客観的に評価をし、その取組をさらに確実なものとなるよう促していくという仕組みを入れていきたいと思っております。

その上で、やはり実効性の観点、あるいは制度、有効性の観点からさらにもう少しきちっとした法令上の対応が必要な場合については、その対応を検討していく。こういうような段階的な対応を考えているところでございます。

御指摘のように、今回このフォローアップは主要産業界ごとをまず1つの中心に考えてございますけれども、もちろん地域の中小企業の方、さまざまな方がおられますので、そういった方々に対しましては、普及啓発事業という形で、私どもは地方の経済局などを活用いたします。あるいは各種のセミナーの開催など、そういったところの取組によって、この事業者向けガイドラインをさまざまな事業者たちにも普及させ、それを実効あるものにしていきたいと考えているところでございます。

いずれにしましても今御指摘いただきました点は重要な点でございますけれども、まず

はこういうフォローアップという仕組みを導入いたしまして、その効果を見つつ、必要に応じてその対応策を検討する。こういう対応をしていきたいと考えているところでございます。

石谷座長 岩淵委員、よろしいでしょうか。

御発言ございましたらどうぞ。

岩淵委員 反論するということではございませんが、簡単に言うと、P D C A サイクルになるかと思えますけれども、できるだけ速やかな評価を行っていただき、実効性のあるものにしていただきたいと思えます。

たまたま関東の方で起こった違反事案で、本件にかかわるような中身になるというようなことを本社の方はまるで気がつかなかったという事例もこの検討会が始まって以降ありますので、私どもとしてはこのガイドラインだけで十分フォローできるというふうには認識しておりませんから、できるだけ速やかな対応をお願いしたいということでよろしくお願ひします。

石谷座長 御意見を承っておきます。

今の件に関して何か御意見ございますか。

ただいまの件は今御意見として承っておきますが、またこの最後の段にその趣旨は述べられていると思えます。とりあえず今回はこの報告書の案で進めさせていただきますので、今後のフォローアップで十分審議、あるいは記憶していくということで御了承いただきたいと思えます。

どうぞ、新美委員。

新美委員 この報告書については基本的には私は賛成です。ちょっと気になるのは、22ページの(3)ですが、ここはどちらかということ、ある意味で大きな会社が小さな会社に対して指導するような形になっていきますけれども、それぞれ関係会社や委託先自身も環境管理方針をつくるはずですので、そういった総合性みたいなものがここできちんと書き分けられていた方がいいのではないかと思います。すなわち、事業会社としては、一端を担う場合に、事業者としての環境管理方針を周知徹底するだけではなくて、関係会社や委託先にもコオペラティブな環境管理方針を策定してもらうよう、努力するというようなことをやらないと、うまく働かないのではないかと思います。ですから、それぞれの事業者、あるいは関係会社も方針をつくるということを明確にしておいた方がよろしいのではないかと思います。

石谷座長 事務局、どうぞ。

山本環境指導室長 御指摘の点はごもっともでございますが、関係会社、これは大企業と子会社というような関係で整理させていただいておりますが、もちろん親会社であろうと、子会社であろうと、まずこのガイドラインに即した形で、第 章の冒頭にもありますように、業種や規模に応じた取組をそれぞれまず取り組んでいただくということがまず大前提でございます。一方で、親会社、子会社との関係というのが、通常取引とは別に、あるいは取引先という関係もありますので、そういった場合、子会社が問題を起こしますと、親会社にもそれが波及してくるというような問題もございします。

したがって、単に個々の会社がガイドラインに基づいた取組を実施していくということだけではありませんで、やはり資本関係にある親会社などにつきましては、子会社に対し

ても指導をあわせてやっていただくというような趣旨で書いているところでございます。

したがいまして、先生御指摘のような個別の企業ごとにきちっと取り組んでいくということは大前提であると認識してところでございます。

石谷座長 よろしいでしょうか。

多分ここに書いてあることは、今、先生のおっしゃったことに加えてというような理解ではないかと思っています。同じ工場内で別会社がメンテをやっているとか、そういうときは当然本体の工場が全体の公害防止管理にかかわる計画を立て、その上でさらにそういう下請なり、あるいはメンテ会社に指導をするという形で議論してきたのではないかと思いますけれども……。

新美委員 反論するわけではございませんけれども、マネジメントということ考えた場合に、だれが責任者かということは非常に重要なことですので、これは大会社が全部マネジメントの責任をとるのかという問題とも絡みますので、むしろ私は、ここはどちらがリーダーシップをとるかはともかくとして、それぞれが責任主体であるということを明確にした方がむしろ実態といえますか、好ましいのではないかと考えるわけです。

石谷座長 その点、いかがですか。

山本環境指導室長 まずそれぞれ各事業者がそれぞれの主体的責任を持って取り組むというのは先生御指摘とのおりだと思っています。その中で、今座長から御指摘がありましたように、下請など、あるいは委託事業など、親会社といえますか、発注元の会社の業務の一環として実施するようなケースも当然出てまいりますので、その場合につきましては、親会社、あるいは発注元であるところがみずからの事業の実施の一部としてこれらの事業者の取組について、親会社でありますところの会社の環境方針、あるいは方策についてきちっと契約の中、あるいは下請関係の中で徹底させていくといった取組もあわせて必要だろうと考えているところでございます。

石谷座長 今の件は、関澤委員などは具体的にそういう事例をよく御存じだと思いますが、現実に親会社はどういう形で掌握していらっしゃるでしょうか。

関澤委員 これは両面あると思いますね。当然ながら環境問題や公害問題は、親会社として、グループとして、今、必ず管理していなければなりませんので、そういう意味での責任というのはあって、システム的にも当然ながら関係会社とか協力会社も含めてしっかり自分たちで管理しています。

ただ、それをやるためには、子会社も関連会社も含めまして、そういったところが独自にきちっとした管理体制を持ってもらうということが大事ですし、今、新美先生が言われたように、主体的にやらないと、これはだめなものですから、両方が相まってこういう体制というのはきちっと動いていくと考えていただいていると思いますし、実際に私どもも環境、防災、安全、あらゆるものがそういう形でしっかり取り組むようにしております。

石谷座長 18 ページの(5)のところでしょうか、「関係会社・委託先などとの連携強化」というのが前の方にございまして、この中には役割分担ですとか、責任分担というのは明確化するというところがございしますが、これに多分親会社の本来の工場としての役割分担その他は明示されるものだと思います。それに加えて先ほどのような、今、関澤委員のおっしゃった受け手がちゃんとしてくれないと困るところに加わった記述ではないかと思えますけれども、そういうふうに理解させていただいてよろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

関澤委員 鉄鋼業界として事業者向けガイドラインの内容につきましている意見をこれまで述べさせていただいておりましたが、自分たちとしては大変よくまとめられていると思っております。

業界でいろいろ議論しているのですが、来年3月に業界の中で事業所の交流会をやるかと計画しております、このガイドラインを参考として、この趣旨にのっとなって、情報交換を自主的にどんどんやろうじゃないかという話になってまいりまして、私どもとしては環境管理のレベルアップということに引き続き努力していきたいと話しているところ です。

特に国や地方自治体をお願いしたいのは、公害防止管理者のレベルアップとか、あるいは利害関係者とのコミュニケーション、地域を含めまして、こういったことについていろいろまた御支援を是非お願いしたい。コミュニケーションというのは非常に私は大事だと思っておりますので、是非御指導いただきたい。これは鉄鋼業界の中で議論した結果、意見として大体まとまりましたので、申し上げたいと思います。

石谷座長 どうもありがとうございます。

どうぞ、椿委員。

椿委員 今回のガイドライン、非常によくまとめていただいたということでまず感謝申し上げます。その上で、今日、井口委員がいらっしゃらないですが、ISO14001 のことも適切に配慮していただいたと思うのですけれども、基本的にはこのガイドラインというものがきちんと国の方針という形で出していただいた後には、ISO14001 関係の審査員の方々、特に認証機関の方々、もともとは法律の遵守というものはマネジメントシステムの前提条件としてあるわけですけれども、こういうタイプの、例えばトップからの責任ある権限、いわゆるPDCAが回る体制ができているかどうかということなどに関しても、基本的に各認証機関の方々がこういう方針が出たということを認識した上で、今後マネジメントシステムの審査に当たっていただいて、基本的にISO14001 の制度自体の我が国における運用の質を上げていただきたいと考えて、これはある種、このガイドラインが1つのトリガーになるのではないかと思いますので、そういうような形の指導をむしろ井口委員のいらっしゃる、例えば日本適合性認定協会などがこういうものが出ているということのもとに運用を考えていただくということがあっていいのではないかとというのが第1点でございます。

それから、第2点でございますけれども、これも公害防止管理者制度の中の再教育ということを入れていただいたことは大変ありがたいと思いますが、公害防止管理者制度の中に持っているテクニカルな部分に対するもの以外に、今回ありましたように、今は環境経営総論等ではマネジメントシステムはもちろんなのですが、やはり今回CSRとか、資質、倫理にかかわる部分も踏み込んでいただいて、環境経営に資する人材というのはどういうものであるかという具体像を示した上で、そういうものと再教育制度がきちんと整合性をとれるものになっていただければと考える次第です。これも是非そういう形のことのできればと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

石谷座長 どうもありがとうございました。

山本環境指導室長 先ほどの御指摘の点、全くもっともでございます。先ほどのISO14001との関係で、井口委員などがいらっしゃいます適合性認証機関の関係の方々につきましても私どもの方からこういうガイドラインの内容でありますとか、方針、考え方、そういったものについても説明し、周知を図っていきたいと思っております。

それから、2つ目の再教育の問題、これは大変重要な問題でございます。今御指摘がありましたようなこと、環境経営、あるいはCSRというのは、例えば公害防止管理者でいいますと、統括者、これは工場長などが実際になっておられるわけですが、そういう経営に参画される責任ある方に対して、環境経営の在り方といったことも講義科目の1つといたしまししょうか、そういったものも十分入れながら、実効性ある再教育のカリキュラム内容にしていきたいと考えているところでございます。

石谷座長 どうもありがとうございました。

先生の御意見は井口委員にもよくお伝えして、今後の審査に反映していただきたいと思っております。ただ、私の今回のこの一連の検討の理解としては、システムと実際のメンバー、そこにギャップがあったように思いますので、今までの形式審査で通っていたものが周知徹底しなかったという点が大きな問題だったのかと。また、このような事態をおこす背景がいろいろあったということで、それをこのガイドラインで少しでも除くということがより重要なのではないかと思います。再教育ですとか、あるいは直接の公害防止管理者がどういう信念でやるべきかと、こういったことについてはぜひこのガイドラインで詰めていただきたいが、システムそのものは多分間違いはなかったのではないかなと思います。ガイドラインとしては個別の例がいろいろあるかと思っております。これはやはりシステムよりもむしろ中身の問題だったという印象を強く持っております。

ほかに御意見はいかがでしょうか。特に内容につきまして何か本日実質的に最後になると思っておりますので、御意見がありましたらぜひ承っておきたいと思っております。

どうぞ、神谷委員。

神谷委員 少し発言させていただきます。

我々中小企業の場合、例えば私どもの会社は百何十人の会社ですけれども、お客さんが300とか400ありますが特定施設を持っている発注者というのは少ないです。ですから極端に言いますと、公害防止管理者制度を発注側の企業は余り御存じないというのが現実なのです。その辺までをどういうふうにか、PRをしていくか。組み立て中心だったらほとんど特定施設はないです。具体的にはその辺にどういうふうにかガイドラインの普及をしていくか、またそういうところまで普及させていかないと、と思っております。

石谷座長 それは相手がそういうことに無縁なために、受け側で相当無理を強いられると、そういうことでしょうか。

神谷委員 というか、極端なことを言いますと、コスト優先になりますということですよ。

山本環境指導室長 今回のガイドライン、中にも書きましたように、御指摘のように、基本的には特定施設、公害防止管理者を設置する、工場・事業場が基本的には対象であると思っておりますが、ただ、環境管理の考え方、方針を明確にし、体制を整備し、事前、事後のチェック、あるいはコミュニケーションを整備する。こういう基本的な考え方は必ずしも特定施設を有していない工場・事業場における環境管理にも貢献するものであろうと考えております。したがって、御指摘のような特定施設がないような事業者に対しまし

ても、私どもはいろんな普及啓発のツールを持っていますので、こういう特定施設がある方、ない方を含めて、普及啓発活動、セミナーを開催し、シンポジウムの開催などを通じまして普及啓発に努めていきたと思っています。特に地方経済局がそういう活動をやってございますが、地域レベルのきめ細かな対応をぜひ進めていきたいと考えているところでございます。

山次委員 内容に関してではないのですけれども、この報告書をみんなが興味を持って読むかどうかというのは最初のフレーズで決まると思います。そういう意味では「検討の背景」の最初のところで、「大きな成果を上げてきた」と、これだけで終わると何を言わんとしているのかちょっとわかりにくいかなと思います。「上げてきた」、しかし、近年、新しい形での公害問題が発生してしまったとか、何かここに一言あるともう少し分かりやすいような気がしたのですけれども……。

石谷座長 どうもありがとうございました。

これは「検討の背景」の最初のすぐ下に(1)で割合大きく書いてあるのですが、これでは……。

山次委員 そこまでいくのか、「上げてきた」で終わってしまうのかという、それだけですけれども……。

石谷座長 最初の6行ぐらいでもう読むのをやめてしまう人がいるということで……。

山次委員 そういうところも検討されたらということですよ。

山本環境指導室長 報告書はこういう文章のややかめしい形になってございますが、私どもこれから普及啓発をやっていきたいと思っております、そのときはパワーポイントのようなわかりやすい資料を作成いたしまして、それを用いている事業者、あるいは業界団体の方々にも説明していきたいと思っておりますので、そういうツールのうまい活用によりまして対応していくということで対応させていただきたいと思っております。

石谷座長 山次委員のおっしゃることは私もよくわかるのですけれども、最初にだめだと書いてから、努力はしてきたがという書き方はなじみにくく、こういう文章はどうしてもこういう形にならざるを得ないと思いますので、報告書としてはこの形を御了承いただきたいと思えます。

岩淵委員 今御回答の中に、PRのためのツールをまた別途つくられるというようなお話がございましたが、私どもの足元でいろんな問題が起こりましたので、公害防止管理者に関する対象事業所もそうですけれども、それ以外の事業所に対する立入検査の在り方も現在検討しております、それをPRしていこうと思っております。PRするには、今ちょうどこれを検討しているので、これをベースにPRしようと思っておりますが、PRのツールを、自治体の方にも配付していただければそれを持ってPRに努めたいと思っておりますので、配付をお願いできたらありがたいということをお願いいたします。

石谷座長 是非よろしく願いいたします。

この委員会の以前の資料のパワーポイントファイルもたしかウェブに載せていらっやいましたね。この最後のまとめもだれでも使えるような形で是非配付していただきたいと思えます。

山本環境指導室長 承知いたしました。

そういうPR用のツールも、これからでございますが、つくってまいりますし、それが

ら今座長から御指摘がありましたように、前々回までパワーポイントの形で資料をつくっておりますので、既に素材はございますから、これは既にホームページにも公開してございますので、お急ぎの場合はそういうものを活用していただくことも可能でございますし、いずれにしてもそういうツールをこれから用意していきたいと思っております。

石谷座長 本日はできるだけ早く終わらせたいと思っておりますが、ここで切り上げるのもちょっと……。早ければ早いほどよいのですが、もしよろしければ順次に簡単に全体のコメントなどの御意見を伺っていきたくは思いますが、いかがでしょうか。

もし構わなければ、まだ御発言のない郷原先生から……。いろいろと御意見いただいておりますので、これでうまく反映されているかどうかといった観点で御意見いただければと思います。

郷原委員 今回問題になっている不適切事案というのは安全の問題というよりも安心の問題ではないかという視点、そういう視点に基づいて修文していただいてありがとうございました。私の申し上げたかったことは十分反映できたと思います。

それから、コンプライアンスという観点から私がここでも御説明したような視点も取り入れていただいて、5つの要素ということでいつも私は御説明しているのですけれども、そのうちの4つの要素と、それから連携、協力ですね。関係者との連携、協力という視点をこの中に取り入れていただいたということで、今までと少し違った視点を打ち出すことができたのではないかと。そういう面でこの報告書は非常に充実したものになったと思っております。

一言、20 ページのところに「真のコンプライアンス教育」という言葉が出ておりますけれども、「真の」というのは何が「真」なのかというのはなかなか難しいところで、ちょっと目立つなという感じが若干したのですけれども、まだまだ究極的な問題で、「真のコンプライアンス」がどこにあるかということは……。

石谷座長 どうもありがとうございます。

確かにこれが「真」かと言われると揚げ足を取られる……。

山本環境指導室長 この趣旨は、単に法令の字面だけとか、あるいは環境規制の具体的な数値とか、そういったところだけではなくて、そもそもなぜこういう環境規制が行われているのか、社会的情勢、あるいはその背景などを十分踏まえた上で御理解いただくということで、社会の要請とはそもそも何かといったところまで立ち返って教育をしていただく。それが「真のコンプライアンス」かなと考えておりますが、もちろんこれはいろんな定義、考え方もございますので、我々も具体的実践に当たっては具体的な中身を充実していかなければと考えているところでございます。

石谷座長 もし何か適当な言葉がありましたら少し考えてみます。

志々目委員、行政の立場から御意見がございましたら……。

志々目委員 本当に大変立派な報告書をまとめていただきましてありがとうございます。先ほど法律に基づく位置づけとすべきというようなお話もございましたが、これだけの国の体制で明確な方針をお取りまとめいただいておりますので、現場の方でいろいろ企業の方とやっていく上でも重要なバックボーンになるのではないかと考えております。

また、国の方では適宜実施状況を評価されるということですので、地方の方でも独自によくやっている事例等についてはPRできるように努力をしてみたいと思っておりますので、

今後とも情報交換をよろしくお願いできればと存じます。どうもありがとうございます。

石谷座長 どうもありがとうございました。

篠原委員、どうぞ。

篠原委員 何回かの検討会の中でいろんな議論を経て、最終的にこういう形でおまとめいただきまして、非常にありがたいと感謝しております。

事業者側から見まして、私もここで発表させてもらったように、要するに企業の中でも縦のコミュニケーションというのは非常に大切であり、加えて、企業と地域住民、企業と地域の自治体とのコミュニケーションが非常に重要だということを痛切に感じていまして、その辺も含めてかなりしっかり書いていただいたということで感謝申し上げます。

それから、郷原先生に検討会の中でお話しいただきまして「目からうろこ」というところもあるのですけれども、要するに法律は守るだけではなくて、将来にわたるリスクというものをきちっと見通して物を考えなければいけないというお話でございました。私としても非常に耳の痛い部分がありますが、この会議の審議の中でああいうお話を聞いたことも非常に印象深く思っております。

石谷座長 どうもありがとうございました。

関澤委員、いろいろ御発言いただきましたが、どうぞ。

関澤委員 前にも申し上げたのですが、企業が環境管理、あるいは公害防止に取り組むというのは、企業みずからで本当にやる気を持って前向きに取り組むということが非常に大事です。その意味でこれは非常によくまとまっていると思いますので、企業としては先ほど申し上げましたように、みずからこれを参考にして自主的に一生懸命努力していこうと思っております。そういう使い方には非常にいいのですが、逆にこれを全部チェック項目として、これがすべてないとおかしいというチェック、チェックで取り組むというのは、逆に非常にマイナスになる可能性もありますので、特に自治体等にはそういう使い方についてお気をつけいただきたいとお願いしたいと思っております。

石谷座長 どうもありがとうございました。

それでは、新美先生、いかがでしょうか。

新美委員 この報告書は非常によくできていると思います。

今関澤委員からありましたように、やはりそれぞれのパート、ステークホルダーが自主的に公害防止管理にコミットするというのが一番大事だと思います。これは一般住民についてもどんな公害防止管理がなされているかを知るといのは大事ですので、そのためにも情報の相互の交流ができるというシステムがこれによってつくられていくということを是非期待したいと思っております。

それと同時に、これも関澤委員がおっしゃったのですけれども、その前に情報というのがすべてオープンになるのかならないのか、これは企業の営業活動の秘密というのがありますので、この辺の仕分けをきちんとやらないと、今後の課題として残るのかなという気がいたします。

ただ、ベースとしては非常にいいものができていますので、あとは実施体制に向けてどう整理していくかということが課題になろうかと思っております。

石谷座長 ありがとうございました。

今の御指摘の点、非常に重要なことだと思いますけれど、そこは最後の 28 ページあた

りに、これも一種の試行錯誤だと思いますので、フォローアップの段階で必要に応じてはより情報公開も必要でしょうし、そうでなければそれなりにという形が込められているのではないかと思います。

それでは、兵頭委員、いろいろ御意見があったと思います。

兵頭委員 いろいろ御配慮いただき、ありがとうございます。

今回の報告書は、委員の皆様の御努力でここにまとめていただいたと思います。最終的な結論をもとに、実施する側が検討会の趣旨や内容を正確に理解し、今後不祥事が起きない体制をつくることです。今後もこの検討会で十分監視していただき、今まで問題になったようなことが再度起きないためには、現場はもちろん、企業のトップまで、工場の管理状態を共有する仕組みが必要です。事業者の実状を全国の地方自治体の指導監督を十分にいただき、万一の場合も、ごまかしのない報告とその対応が大切です。報告書が活かされ、公害防止体制が働きよい環境づくりを強く願っております。

石谷座長 どうもありがとうございました。

まさにそういう発想でこの 27 ページ、28 ページが今回つけ加えられていると思います。また事務局から補強していただきますが、今の御要望のところは十分入っているのではないかと思います。

山次委員 本社の環境管理部門ということで仕事をしていますけれども、今まではどうしても、先ほど発言がありましたチェック、監視という形でないとなかなか情報が入ってこない。どうやって情報を入れるのか。生の情報を入れないと予防にならないということで、それは非常に悩んでいまして、いろんな懇談会を設けたり、いろいろやっていたのですが、今回ここにまとめたものはコミュニケーションということが中心になっていますし、また 11 ページの図は、本社の環境管理部門の職務内容みたいな形で非常によくまとまっています、これを利用していろんな形で説明したいなというふうに思っております。ありがとうございました。

石谷座長 どうもありがとうございました。

今のコメント、その他につきまして事務局からもし何か御説明がありましたら。

山本環境指導室長 大変貴重な御意見をいただきまして大変ありがとうございます。

今回こういう格好で報告書案をまとめさせていただいておりますが、これは単につくただけではございませんで、最後に申しましたように、これをいかに実効ある形で各企業さんにまず主体的にいかに取り組んでいただくか、そしてその上で国としてもそのフォローアップを行い、その実効性を確保していくという形で環境管理の体制が各事業者、全国の主要な会社の隅々に至るまで普及できるような形にぜひ持っていきたいと思っております。特にフォローアップにおきましては、今御指摘がありましたような視点を十分踏まえながら評価などを行っていきたいと考えているところでございます。

石谷座長 どうもありがとうございました。

私からもお願いがございまして、この先行事例というのは今後も引き続き充実させていくことになるかと思いますが、一覧表にまとめてしまいますと、やはりまだ不十分な情報というか不足のような気がします。事務局ではもう少し詳細な情報を持っておられると思いますので、別途差しさわりのない範囲で、提供していただけると良いと思います。これは一種の索引として、これを細かく知りたいときに、より詳細な情報取得ができるような

形とか、枠組み、あるいは体制を考えていただきたいと思います。
よろしいですか。

3 事務連絡、閉会

石谷座長 それでは、大分時間が余っておりますが、大体御意見も出尽くしたようでございます。本日は報告書案をまとめていただき、また皆さんの御了承を得られたと思いますので、本日の検討会はちょっと早目でございますが、これで終了にしたいと思います。

また、この後の件につきまして事務局の方から御説明をお願いいたします。

岩松環境指導室課長補佐 本日は、どうもありがとうございました。

本報告書案に対するパブリックコメントを約1カ月間にわたりまして行いまして、その後、報告書案をさらに検討していきたいと考えております。

次回検討会は来年2月を予定しております。事務局から委員の皆様方の御都合を伺い、日程調整をさせていただきます。以上です。

石谷座長 どうもありがとうございました。

実質的には本日が最後だと私は思っておりますが、パブリックコメントがございますので、あと1回こういう形の委員会があるかということでございます。

本日は、御多忙のところ、活発に御意見いただきまして誠にありがとうございました。本日はこれにて終了させていただきます。